

添付法令資料 4 :

民事訴訟法典を合一するベトナム国会事務局の合一文書 (目次)

2023 年 8 月 2 日付第 24/VBHN-VPQH 号合一文書

第 1 部 総則

第 1 章 民事訴訟法典の任務及び効力 (第 1 条及び第 2 条)

第 2 章 基本原則 (第 3 条ないし第 25 条)

第 3 章 裁判所の権限

第 1 目 裁判所の解決権限に属する民事事件 (第 26 条ないし第 34 条)

第 2 目 各級裁判所の権限 (第 35 条ないし第 42 条)

第 3 目 適用規定のない場合における民事事件の解決 (第 43 条ないし第 45 条)

第 4 章 訴訟を進行する機関、訴訟を進行する者及び訴訟を進行する者の交代 (第 46 条ないし第 62 条)

第 5 章 民事事件を解決する構成員 (第 63 条ないし第 67 条)

第 6 章 訴訟参加者

第 1 目 民事事件における当事者 (第 68 条ないし第 74 条)

第 2 目 その他の訴訟参加者 (第 75 条ないし第 90 条)

第 7 章 証明及び証拠 (第 91 条ないし第 110 条)

第 8 章 暫定緊急措置 (第 111 条ないし第 142 条)

第 9 章 事件費用、手数料その他の訴訟費用

第 1 目 事件費用及び手数料 (第 143 条ないし第 150 条)

第 2 目 その他の訴訟費用 (第 151 条ないし第 169 条)

第 10 章 訴訟文書の交付、送達及び通知 (第 170 条ないし第 181 条)

第 11 章 訴訟期限 (第 182 条ないし第 185 条)

第 2 部 第 1 審裁判所における事件解決手続

第 12 章 事件の提訴及び受理 (第 186 条ないし第 202 条)

第 13 章 和解手続及び審理準備 (第 203 条ないし第 221 条)

第 14 章 第 1 審の公判期日

第 1 目 第 1 審の公判期日に関する通則 (第 222 条ないし第 238 条)

第 2 目 公判期日の開始手続 (第 239 条ないし第 246 条)

第 3 目 公判期日における争訟 (第 247 条ないし第 263 条)

第 4 目 評議及び判決の言渡し (第 264 条ないし第 269 条)

第 3 部 控訴審裁判所における事件解決手続

第 15 章 控訴審の審理の性質及び第 1 審裁判所の判決又は決定に係る控訴又は異議申立て (第 270 条ないし第 284 条)

第 16 章 控訴審の審理準備 (第 285 条ないし第 292 条)

第 17 章 控訴審の審理手続

- 第 1 目 控訴審の公判期日の開始手続 (第 293 条ないし第 300 条)
- 第 2 目 控訴審の公判期日における争訟 (第 301 条ないし第 315 条)
- 第 4 部 簡易手続に従った民事事件の解決
 - 第 18 章 第 1 審裁判所における簡易手続に従った民事事件の解決 (第 316 条ないし第 321 条)
 - 第 19 章 控訴審裁判所における簡易手続に従った民事事件の解決 (第 322 条ないし第 324 条)
- 第 5 部 既に法的効力を有する判決又は決定の再検討手続
 - 第 20 章 監督審手続 (第 325 条ないし第 350 条)
 - 第 21 章 再審手続 (第 351 条ないし第 357 条)
 - 第 22 章 最高人民裁判所の裁判官会議の決定の再検討特別手続 (第 358 条ないし第 360 条)
- 第 6 部 民事非訟事件の解決手続
 - 第 23 章 民事非訟事件の解決手続に関する通則 (第 361 条ないし第 375 条)
 - 第 24 章 個人が民事行為能力を喪失し、民事行為能力を制限され、又は認識若しくは行為主体となることにおいて困難を有する旨の宣告要求の解決手続 (第 376 条ないし第 380 条)
 - 第 25 章 居所不在者の搜索通報要求の解決手続 (第 381 条ないし第 386 条)
 - 第 26 章 個人の失踪宣告要求の解決手続 (第 387 条ないし第 390 条)
 - 第 27 章 個人の死亡宣告要求の解決手続 (第 391 条ないし第 395 条)
 - 第 28 章 離婚協議、離婚時の子の養育及び財産分割の合意の公認要求の解決手続 (第 396 条及び第 397 条)
 - 第 29 章 公証文書の無効宣告要求の解決手続 (第 398 条ないし第 400 条)
 - 第 30 章 労働契約の無効又は集団労働協約の無効宣告要求の解決手続 (第 401 条及び第 402 条)
 - 第 31 章 ストライキの適法性の審査手続 (第 403 条ないし第 413 条)
 - 第 32 章 ベトナムにおける商事仲裁活動に関連する民事非訟事件の解決手続 (第 414 条及び第 415 条)
 - 第 33 章 裁判外で成立した和解の結果の公認手続 (第 416 条ないし第 419 条)
 - 第 34 章 航空機又は船舶の差押えに関連する民事非訟事件の解決手続 (第 420 条ないし第 422 条)
- 第 7 部 外国裁判所の民事判決又は決定の公認及びベトナムにおける執行又は不公認手続並びに外国仲裁判断の公認及び執行手続
 - 第 35 章 外国裁判所の民事判決又は決定の公認及びベトナムにおける執行又は不公認手続並びに外国仲裁判断の公認及び執行手続に関する通則 (第 423 条ないし第 431 条)
 - 第 36 章 外国裁判所の民事判決又は決定の公認及びベトナムにおける執行要求申立ての検討手続並びに外国裁判所の民事判決又は決定の不公認要求申立ての検討手続
 - 第 1 目 外国裁判所の民事判決又は決定のベトナムにおける公認及び執行要

- 求申立ての検討手続（第 432 条ないし第 443 条）
- 第 2 目 外国裁判所の民事判決又は決定の不公認要求申立ての検討手続（第 444 条ないし第 446 条）
- 第 3 目 ベトナムにおける執行要求を有しない外国裁判所の民事判決又は決定の承認要求手続（第 447 条ないし第 450 条）
- 第 37 章 外国仲裁判断の公認及びベトナムにおける執行要求申立ての検討手続（第 451 条ないし第 463 条）
- 第 8 部 外国的要素を有する民事事件の解決手続
- 第 38 章 外国的要素を有する民事事件の解決手続に関する通則（第 464 条ないし第 481 条）
- 第 9 部 裁判所の民事判決又は決定の執行
- 第 39 章 裁判所の民事判決又は決定の執行（第 482 条ないし第 488 条）
- 第 10 部 民事訴訟活動の妨害行為の処理及び民事訴訟における不服申立て又は告発
- 第 40 章 民事訴訟活動の妨害行為の処理（第 489 条ないし第 498 条）
- 第 41 章 民事訴訟における不服申立て又は告発（第 499 条ないし第 515 条）
- 第 42 章 施行条項（第 516 条及び第 517 条）